

令和 年 月 日

木曾岬町長

介護保険住宅改修承諾書

このたび、介護保険給付対象となる住宅改修を行うのにあたり、現在のところ被保険者の要介護認定の結果が判明していませんが、下記の注意事項について了解しましたので、必要書類を添えて住宅改修支給申請書（事前申請用）を提出します。

【要介護認定の結果が判明していない場合の注意事項】

1. 事前申請日には既に要介護認定の申請を済ませている必要があります。

認定申請日 令和 年 月 日

2. 認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の給付がされないため、全額自己負担となります。
3. 住宅改修支給申請書類等は、要介護認定の結果「要支援」または「要介護」であることが判明した後に提出していただきますので、住宅改修費の支給もそれ以降になります。

申請者（被保険者）

住 所 木曾岬町大字

氏 名 _____ ㊟

[代筆のとき] 代筆者氏名 _____ 申請者との続柄 _____